

議案第 5 2 号

羽生市子ども医療費支給に関する条例及び羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(羽生市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市子ども医療費支給に関する条例 (昭和 4 8 年条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>満 1 8 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。 (2) ~ (6) (略)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>満 1 5 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。 (2) ~ (6) (略)

(羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 (平成 4 年条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。</p> <p>(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されないとき（所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 対象者のうち満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る一部負担金</p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。</p> <p>(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されないとき（所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 対象者のうち満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る一部負担金</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の改正による改正後の羽生市子ども医療費支給に関する条例（以下「新子ども医療費条例」という。）第5条の規定による受

給資格の登録、第2条の改正による改正後の羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（以下「新ひとり親家庭等医療費条例」という。）第5条第1項の規定による受給者証の交付その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新子ども医療費条例第2条第1号の規定及び新ひとり親家庭等医療費条例第6条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明